

# 新たな保健福祉分野の計画の策定に当たって

基本構想の策定やこれまでの保健福祉計画における課題を踏まえ、保健福祉分野全体の計画体系を再編した新たな計画を策定

## 1 基本構想等の策定

区では、今後の社会経済環境の変化を見据え、実効性や実現可能性を確保することを念頭に置き、概ね10年程度の杉並区の将来を展望する羅針盤として、「杉並区基本構想」を令和3（2021）年10月に策定

## 2 保健福祉分野の計画の統合・再編

### （1）これまでの保健福祉計画における課題

- 急速に進む少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、保健福祉の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）において取り組む領域が拡大していることから、保健福祉施策全体を網羅した一体的な計画として示すことが困難
- 保健福祉の各分野に関連する法令等に基づき、保健福祉計画とは別に策定している個別の計画があることに加え、それらの計画期間は根拠となる法令等によって様々であるため、分野ごとの取組内容の全体像がわかりにくい
- 地域住民の抱える生活課題は、一つの分野だけでは対応しきれない複雑かつ複合的なものとなっており、複数の分野が連携した対応が必要

### （2）新たな計画策定の基本的な考え方

- 分野ごとの取組を把握しやすくするため、法令等に基づく計画を中心に、各分野別（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療の5分野）の体系ごとに統合・再編
- 統合・再編した各分野別の計画には、保健福祉分野全体を貫く基本理念や計画推進の方向性などを共通に示すとともに、分野横断的に共通した取組や保健と福祉が相互に連携した取組を地域福祉推進計画の中で一覧化
- 各分野別計画の計画期間は、法令等で定められた計画における計画期間と整合を図る
- 再編した分野別の計画をまとめて「杉並区保健福祉計画」と総称（右図のとおり）
- 今回策定する計画は「杉並区地域福祉推進計画」「杉並区子ども家庭計画」「杉並区健康医療計画」とする
- 障害者分野及び高齢者分野の計画は、法令等で定める現在の障害福祉計画・障害児福祉計画及び介護保険事業計画の計画終期が令和5（2023）年度末であること等を踏まえ、令和6（2024）年度を始期とする計画を策定

## 3 保健福祉分野全体を貫く基本理念

人間性の尊重

自立の促進

予防の重視

支え合いの醸成

孤立の防止

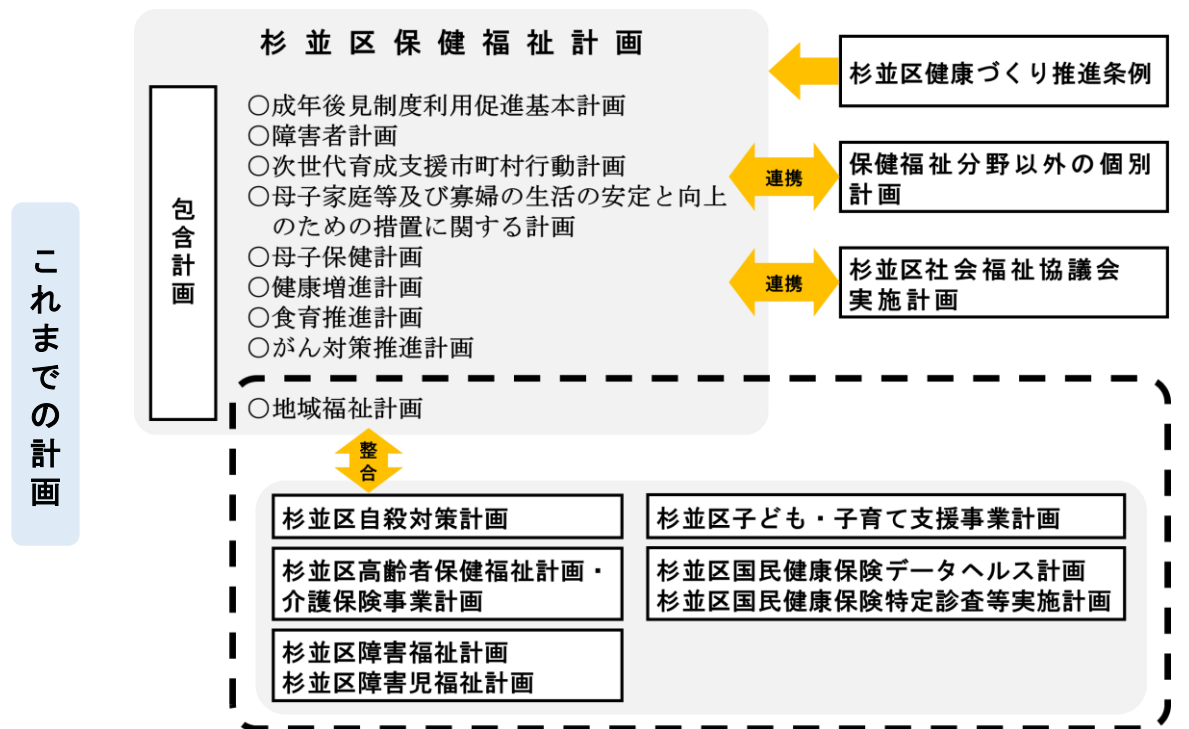
## 4 計画推進の方向性

- 保健福祉施策に関連する組織間の更なる連携強化と計画化した取組の進行管理を行うため、庁内に「保健福祉施策推進連絡会議」を設置
- 関連する組織間の連絡と調整を綿密に図り、分野横断的な課題へ対応

## 5 分野横断的に共通した取組等について

- 各分野の制度やサービス提供だけでは解決が難しい課題や、保健と福祉が相互に連携した取組等については、地域福祉推進計画の中で「保健福祉施策において区が分野横断的に実施する事業」として明らかにするとともに、組織間の更なる連携強化を図る
- 各分野別計画において、地域や関係団体と連携して課題解決に取り組み、分野や組織を超えた切れ目のない取組をきめ細かに推進することで、子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らし続けられる杉並区を目指す

## 計画体系図の比較



分野ごとの取組を把握しやすくし、関連する計画を包含した計画に統合・再編

